

水道料金減免申請書

年 月 日																
神奈川県企業庁																
水道営業所長 殿																
申請者 住 所																
氏 名																
電 話																
〔法人にあっては、所在地、 名称及び代表者の氏名〕																
次のとおり、神奈川県県営上水道条例第46条の規定による水道料金の減免を受けたいので 下記、同意事項に同意した上で申請します。																
使 用 者 〔領収書の 使用者名〕	お 客 様 番 号					—							—			
	給水装置場所 (住 所)															
	ふ り が な 氏 名															
減 免 の 対 象 者	ふ り が な 氏 名	年 月 日 生														
減 免 理 由	1 児童扶養手当 2 特別児童扶養手当 3 遺族基礎年金 4 知的障害者 5 身体障害者 6 精神障害者 7 要介護者 8 重複障害者 9 障害者就労施設 10 障害者グループホーム															
同 意 事 項	減免の決定又は継続のために必要があるときは、上記の減免理由の有無につき、貴 局が福祉事務所等の官公署に確認することに同意します。															
資 格 の 確 認	証 書 類 名	証 書 番 号		確 認 者												
				福祉事務所等												
				企 業 庁												
1 太線のなかを記入してください。 2 減免理由欄は、受給種類等のうち該当するものの番号を○でかこ んでください。 3 減免理由が1、2、3、4、5、6、7、8に該当する方は、 減免の対象者の欄に、その氏名、生年月日を記入してください。 (1、2、3に該当する場合は児童、複数の場合は最年少の者) (注) 引越しなどにより水道を使う場所が変わった場合で、転居先においても引 き続き減免の適用を希望されるときは、あらためて減免の申請が必要となりま す。同一市町内の引越しであっても減免は継続されませんのでご注意ください。 い。				企 業 庁 受 付				減 免 適 用 年 月 年 月 分								
所長		副所長		課長		課員		主任								

(伺い) 本件、申請のとおり水道料金減免の取扱いとしてよいでしょうか。

水道料金の減免措置について

神奈川県企業庁

児童扶養手当等を受けているご家庭及び民間社会福祉施設などにつきましては、水道料金が減免されますので、お知らせします。

なお、減免対象、申請方法などは次のとおりです。

減 免 対 象 世 帯 等			減 免 額	申請手続に必要なもの
①	児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当法により児童扶養手当を受けている方がいる世帯	神奈川県県営上水道条例第37条第1項の表の口径25ミリメートル以下の基本料金と1か月あたり使用水量8立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額及びその額に係る消費税及び地方消費税に相当する額	○ 児童扶養手当証書
②	特別児童扶養手当受給世帯	特別児童扶養手当等の支給に関する法律により、特別児童扶養手当を受けている方がいる世帯		○ 特別児童扶養手当受給証明書
③	遺族基礎年金受給世帯	遺族基礎年金を受けている方がいる世帯		○ 国民年金・厚生年金保険年金証書
④	知的障害者世帯	児童相談所又は知的障害者更生相談所において最重度(A1)又は重度(A2)の知的障害と判定されている方がいる世帯		○ 療育手帳
⑤	身体障害者世帯	身体障害者手帳に障害の級別が1級又は2級と記載されている方がいる世帯		○ 身体障害者手帳
⑥	精神障害者世帯	精神障害者保健福祉手帳に障害の級別が1級と記載されている方がいる世帯		○ 精神障害者保健福祉手帳
⑦	要介護者世帯	要介護認定を受けた方であって該当する要介護状態区分が要介護4又は要介護5の方がいる世帯	老人ホーム等の施設に入所されている場合や入院されている場合は対象外となります。	○ 介護保険被保険者証
⑧	重複障害者世帯	次の2つ以上に該当する方がいる世帯 ・ 中程度の知的障害(療育手帳B1、又はB2程度)と判定されている方 ・ 身体障害者手帳に障害の級別が3級と記載されている方 ・ 精神障害者保健福祉手帳に障害の級別が2級と記載されている方		○ 療育手帳 ○ 身体障害者手帳 ○ 精神障害者保健福祉手帳
⑨	障害者就労施設	障害者総合支援法に規定する次の施設 障害者支援施設、地域活動支援センター 生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う施設	算定した水道料金に10分の2を乗じて得た額	○ 知事(又は市長)が発行した施設に関する許可書 ○ 社会福祉施設等の設置に関する県又は市への届出受理書 ○ 運営要綱・実施要綱等に基づき交付された補助金の交付決定通知書
⑩	障害者グループホーム	障害者総合支援法に規定する次の施設 共同生活援助を行う施設、福祉ホーム		

1. 受付場所は、水道営業所です。ただし、上記①・②に該当する場合は、保健福祉事務所(町にお住まいの方)又は市福祉事務所(市にお住まいの方)でも申請書をお受けします。
2. 申請の際には「申請手続に必要なもの」欄の各書類と「上下水道使用量のお知らせ」又は「上下水道料金領収書」などお客様番号が確認できるものをご用意ください。
3. 詳しくは、水道営業所へお問合せください。